#### 北方町清流平和公園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、北方町が管理する清流平和公園(以下「公園」という。)における公園環境の美化及びマナー啓発等のボランティア活動を支援することにより、公園愛護に係る意識の高揚を図るとともに住民との協働によるまちづくりを推進することを目的とした北方町清流平和公園サポーター制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。(資格等)
- 第2条 公園サポーターとは、次条に定める活動(以下「活動」という。)を行う18歳以 上の個人又は団体(法人を含む)とする。
- 2 活動に対する報酬、交通費等は、原則として支給しない。 (活動内容)
- 第3条 公園サポーターが公園内で行う活動の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 空き缶、ペットボトルその他散乱ごみの収集等の美化活動
  - (2) 公園利用マナー啓発のための公園巡視パトロール
  - (3) 除草及び草刈
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が特に必要があると認めること。 (登録)
- 第4条 この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとするものは、北方町清流平和公園サポーター登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出するものとする。ただし、団体の場合は、北方町清流平和公園サポーター登録者名簿(様式第2号)を添付するものとする。
- 2 町長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められる ときは、北方町清流平和公園サポーター登録認定書(様式第3号)を交付する。 (登録内容の変更等)
- 第5条 公園サポーターの登録認定を受けたもの(以下、「登録者」という。)は、その活動内容に変更がある場合又は活動を廃止する場合は、速やかに北方町清流平和公園サポーター登録変更・廃止届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。 (登録の期間)
- 第6条 登録期間は、登録日の属する当該年度の末日までとする。ただし、次条に規定する登録の抹消がない限り、その期間は一年度ごと自動的に更新されるものとする。 (登録の抹消)
- 第7条 町長は、次の各号に該当する事実が発生した場合、登録を抹消することができる。
  - (1) 登録者より北方町清流平和公園サポーター登録廃止届出書の提出があったとき。
  - (2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき。
  - (3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき。
  - (4) その他町長が特に必要があると認めたとき。 (町の支援)
- 第8条 町長は、公園サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を

行うものとする。

- (1) 活動に必要な用具・資材等の貸与又は支給
- (2) 活動に対する傷害保険への加入
- (3) その他町長が認める公園ボランティア活動に必要な支援 (活動報告)
- 第9条 登録者は、第3条に規定する活動中に異状等を発見したときは、北方町清流平和 公園サポーター活動報告書(様式第5号)を作成し、町長に提出するものとする。 (事故等の対応)
- 第10条 登録者は、第3条に規定する活動中に事故が発生したときは、速やかに北方町 清流平和公園サポーター事故報告書(様式第6号)を作成し、町長に提出するものとす る。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、北方町清流平和公園サポーター制度の実施に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

# 北方町清流平和公園サポーター登録申込書

年 月 日

北方町長 宛

北方町清流平和公園サポーター制度の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

氏名又は団体名		
住 所		
電話番号		
登録人数 (団体登録の場合)		
活動開始日		
活動内容 (活動項目に〇印)	美化活動(ごみ収集等)	
	巡視パトロール(公園利用マナー啓発)	
	除草や草刈り	
	その他(	)
備 考		

### 北方町清流平和公園サポーター登録者名簿(団体用)

	団 体 名		
No.	氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14	_		
15			

※団体で登録する場合のみ提出。

### 北方町清流平和公園サポーター登録認定書

年 月 日

様

### 北方町長

年 月 日付けで登録申込みのあった北方町清流平和公園サポーター制度について、下記のとおり登録の認定をします。

登録者名	個人 ・ 団体
登録人数	
活動内容	
登録認定日	
備考	

#### 北方町清流平和公園サポーター登録変更・廃止届出書

年 月 日

北方町長 宛

年 月 日付けで登録認定を受けた北方町清流平和公園サポーターについて、登録の変更・廃止をしたいので、北方町清流平和公園サポーター制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。

氏名又は団体名	
住所	
電話番号	
(変更の場合)	
変更する内容	
(廃止の場合)	
廃止する理由	
備 考	

# 北方町清流平和公園サポーター活動報告書

年 月 日

北方町長 宛

北方町清流平和公園サポーター制度実施要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

氏名又は団体名	
(活動に関する報告・意)	見・要望等)
備 考	

### 北方町清流平和公園サポーター事故報告書

年 月 日

北方町長 宛

北方町清流平和公園サポーター制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

氏名又は団体名		
住所		
電話番号		
事故発生日時		
事故関係者等	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	電話番号	
	病院名	
事故発生の 原因・状況		
備 考		